

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2020年夏号

メールマガジン

発行中!

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>
メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

オンライン報告会を実施しました



2007年に議員になって以来、朝の駅での区政レポート配布や定期的な区政報告会、介護勉強会をはじめとする様々なテーマの勉強会などを実施してきましたが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、すべて止めざるを得ない状況となっています。直接区民のみなさんとお会いし、お話することで学ばせていただき、議会活動に生かしてこられたらと思っておりますので、早くコロナウイルスが終息してまた直接お会いできる機会を作れる日が一日も早く訪れることを祈るばかりです。

今、少しでもできることを実施していきたいと、7月に初めてオンライン区政報告会を行ないました。手話やUDトークという音声や文字化するアプリなども活用しました。対面式で行なっていた今までは違った顔ぶれの方が視聴してくださり、ご意見をいただけてとても良い機会になりました。今後、介護、福祉をテーマにした勉強会や議会が始まる前にみなさんにご意見をいただく会など、オンラインだからこそできる工夫もしていけたらと思います。

ご視聴方法はこの区政レポートの裏面に書きました。皆さんのお顔は映らない形の視聴形式で、フェイスブックからその時間にご参加いただいた方には文字によるコメントをいただきながら対話する形式を取っています。ぜひご参加ください。

市民ふくしフォーラムの Youtube ページ、かとうき桜子の Facebook ページをぜひご覧ください

コロナウイルスの状況が改善されない中、対面での交流が難しいため、7月に初めてのオンラインでの区政報告会を実施しました。

当日、Facebook のコメント欄にご意見を記入いただき、それらご意見も取り入れながら会を進めました。

安心できる交流の場とするため、Facebook のグループページに参加していただく形で行っています。後からでもご視聴いただけるようになっております。

ぜひ、Facebook のグループにご参加ください。→



また、ダイジェスト版は Youtube ページに掲載し、どなたにも見ていただける形にいたします。Youtube ページには、過去の勉強会や議会の様子、また介護についてわかりやすくまとめた動画なども載せていますので、ぜひご覧ください。→



【次回オンライン報告会は、9月9日(水)午後8時からを予定しています】

次回の区議会定例会は9月11日~10月16日の予定です。年に1回の一般質問の機会が回ってくるほか、2019年度決算の審査も行われる予定です。

定例会が始まる前に、オンライン報告会で議会の見通しをご報告させていただき、皆さんからのご意見を踏まえたいと思います。ぜひ Facebook からご参加ください。

【ウイズタイムハウスのオンライン活動のご案内】

私が運営する一般社団法人ウイズタイムハウスでも、5月末、「親なきあと相談室」を主宰している行政書士の渡部伸さんを講師にお招きし、障害のある人の住まいの新たな選択肢についての講演&パネルディスカッションというオンラインイベントを行いました。

障害のある人とご家族が施設、グループホーム、シェアハウス、有料老人ホーム等でいっしょに暮らす選択肢、また障害のある人が一人暮らしする方法も様々な選択肢が増えているというお話でした。

こちらはウイズタイムハウスの Youtube ページで見ることができます。→



また、ぜひ障害のある方の親御さんにご覧いただきたいものですが、オンラインでの動画視聴が難しい方には、DVDを500円(送料別)でお譲りいたします。

お申し込みは、info@withtimehouse.org または 080-3595-6431 にご連絡ください。

かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ。現在、区議会議員4期目。
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 2018年、地域の拠点・ウイズタイムハウスをオープン
- 2019年、福祉と連携した旅行サービスとNPO等の支援活動をする「桜こみち株式会社」設立
- 2020年、介護福祉士取得
- 大泉学園町4丁目に猫3匹と夫と住んでいる



コロナウイルス対策と福祉的支援の必要な人への対応

新型コロナウイルスという、先の見通しの立ちづらいウイルスとの闘いを迫られている状況下で、練馬区議会では5月と6月に補正予算の審査をしました。どんな内容だったのか、概要は左の一覧をご覧ください。

福祉的な支援を必要としている人の生活は？

ウイルスの感染防止対策が必要である一方で、私たちが心身も社会的にも健康に生きていくためにはどんな日常を送ればいいのか。誰もが悩んでいると思うのですが、高齢の方や障害のある方など、サポートが必要な方の生活も課題が多くあります。たとえば、知的障害や認知症の方にとっては、なぜ突然学校がお休みになるのか、いつもの習慣だった外出を止めなければならないのか、分かりづらく、ストレスを感じるということもあります。ヘルパー派遣やデイサービスなどの通所事業にとっては、感染対策を図りながらどのように障害者、高齢者の生活を支えるか、という課題に悩んだ春でした。

コロナ禍での通所事業所の状況

私は、今回の補正予算の審査の際には、コロナ禍での高齢者、障害者、障害児の通所施設の状況について質問しました。通所施設では、以下のような課題がありました。

- ①通常は障害児が放課後に通っている通所施設では、3月初旬からの突然の学校休校への対策として、急遽、朝からの対応を迫られ、休校が終了するまで続いた。
- ②施設の職員や利用者に陽性の人が出た場合、一定期間の休業、保健所との連携など対応が求められる。
- ③感染者が発生していなくても、利用者の安全を考慮し、事業所として一定期間の休業をするという選択をとる施設もあった。（特に緊急事態宣言中）
- ④施設としては運営を継続していても、個々の利用者が安全のためにお休みをするという場合もあった。

まず、①に関しては、こうした突然の対応により現場の疲弊が見られました。いまだコロナウイルスの終息の見通しが立たない中で、今後同様の状況が起きた場合に備えて、現場の支援について対策を講じるべきであると提案しました。

また、②④については、厚生労働省として、通所していない利用者に対して訪問や電話により健康状態の確認、その日の過ごし方への支援などをした場合に、施設に対しては一定の報酬を出すという特例的対応をしました。しかし、特に介護保険制度は、その利用者の所得に応じて1割～3割の利用料金が発生しますので、利用者や家族にとってみれば「通所していないのに電話や少しの訪問だけで利用料金が発生するなんて、良く分からない」という状況になってしまいます。

高齢だったり持病があれば、感染防止対策は一層重要ではありますが、一方で、外出を控えることで筋力の低下や孤立が生じたり、ストレスが生じて、その人の生活の質全体が下がってしまうおそれもあります。そのため、通所できない期間に顔なじみのスタッフが連絡をすることは効果的ですが、感染症対策としてより活用しやすい支援制度が必要と考えます。

【5月の補正予算の主な項目】

- ①マスク、消毒液の購入など
 - ②産業融資あっせんにかかる費用
 - 3月11日からコロナウイルスに関わる事業所支援としての特別貸付を開始。
 - ③生活困窮者自立支援
 - 4月27日に貸付や住宅確保給付金などのことについて相談を受ける生活相談コールセンターを開設。
 - ④特別定額給付金
 - 5月7日から受付を開始するため、給付金そのものの費用とコールセンター等の費用を計上。
 - ⑤ひとり親家庭自立応援プロジェクト
- 以前からひとり親家庭支援としてヘルパー派遣を実施している。今回は在宅ワーク時の保育園利用自粛を求められても対応できないという人を想定してヘルパーの日数の増、利用者負担なしでの実施。
- ⑥PCR検査、医療提供体制支援
- 5月から6月、光が丘でドライブスルー方式のPCR検査を行なう。（現在はすでに終了し、各医療機関での対応に移行している）その他、コロナウイルス対策の医療体制をとるためにかかる費用、手当への補助など。- ⑦学校関係

休校中の学校で対応するための携帯電話。

当初予算で3年かけて実施する予定だったICT化に対して国からの追加予算があったため、前倒しで今年度中に1人1台体制をとる。

- ⑧民間学童運営費補助
- 15か所ある民間学童クラブについて、休校中の対応にかかった経費を計上。また、利用自粛による減収分の補填。衛生用品の購入費。- ⑨子育て世帯臨時特別給付金

児童手当受給者に、児童1人1万円を上乗せする国の施策。- ⑩ひとり親世帯臨時特別給付金

練馬区独自の事業で、児童扶養手当受給者に1世帯5万円を上乗せする。- ⑪認可外保育事業経費

4月から6月までの利用自粛による減収への補てんを行なう。（認可外以外については決算で経費を整理）

【6月の補正予算の主な項目】

- ①窓口等で使用するための手指消毒用エタノール、非接触型体温計、フェイスシールドを購入する経費
- ②3割のプレミアムのついた、商店街で使える商品券の発行
- ③商店街で実施するイベントへの補助
- ④音楽演奏や美術作品の解説など、文化芸術に関する動画配信をする「おうちdeアート事業」
- ⑤介護、障害、こども関連の事業所が緊急事態宣言中も休業せずに運営をしていたところに対して、常勤換算1人2万円を支給する区の独自の特別給付金
- ⑥障害のある人がコロナにより通所の利用自粛をしている場合、その障害のある人に対して相談支援専門員が訪問する事業（国の第1次補正予算の事業）
- ⑩学校休校に伴い放課後等デイサービスの利用が通常より増えたり、逆に通所利用を自粛し、在宅支援を利用した人など、特別な対応があった場合への利用料助成
- ⑪コロナウイルスに感染した人を民間救急車で搬送する費用などの対応に関わる経費
- ⑫妊婦の健診時のタクシー利用またはこどもに関する商品を購入できる1万円分のこども商品券
- ⑬乳幼児の4か月健診を集団検診から個別健診にする費用
- ⑭学童クラブ、保育所の利用自粛分の利用料を日割りで返還するためのシステム改修費
- ⑮国民健康保険に加入する被用者がコロナに感染した際、お休みをしなければならない日数分の給与額の3分の2が出る傷病手当にかかる費用（国の事業）